

補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書

聴力に障がいがあり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級２級から６級に該当する場合は補聴器が「補装具費支給制度」の対象とされていますが、軽度・中等度難聴（児）者については、「補装具費支給制度」の対象となっていない。

特に子供にとって聞こえは、発達・学業にも大きな影響があります。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわります。

２０１７年７月開催の国際アルツハイマー病会議でランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、２０２０年には「予防可能な４０％の１２の要因の中で難聴は最も大きな危険因子」と指摘しています。軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されていますが、自治体によって制度の内容が大きく異なっています。また、成人については、制度そのものがない自治体もあります。

どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して十分な補助が行われるべきです。

よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- １ 国の財政負担により、発達・学業・生活等に大きな支障のある軽度・中等度難聴（児）者等に対する補聴器の購入費及び修理・維持費に対する補助を実施すること。
- ２ 補聴器の購入費及び修理・維持費の対象に下記を追加すること。
 - ① 非難聴側が正常の片側難聴、高音急墜型、聴覚情報処理障害（児）者を加えること。
 - ② イヤーモールド、両耳補聴器、無線式補聴援助装置、外耳形態異常に対する軟骨伝導補聴器を購入費の補助対象とすること。
- ３ 先天性難聴の早期発見のため、全ての自治体で新生児聴覚検査への公費助成を実施するよう、国が財政的援助を強化すること。

- 4 病気による難聴の予防のため、おたふくかぜワクチンの定期接種化や、風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月22日

福岡県直方市議会議長 中西 省三

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
財務大臣	鈴木 俊一 様
総務大臣	寺田 稔 様
厚生労働大臣	加藤 勝信 様